

別紙標準様式（第7条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	令和4年度第1回枚方市都市計画審議会	
開 催 日 時	令和4年8月2日（火）	14時00分から 14時43分まで
開 催 場 所	別館4階 第3委員会室	
出 席 者	会長：岡委員 会長代理：熊谷委員 委員：阿部委員、若狭委員、山野委員、上山委員、高田委員、 山條委員、岡崎委員、三上委員、松岡委員、加藤委員、奥野委員、 門川委員	
欠 席 者	上野委員	
案 件 名	会長の選出及び会長代理の指名 【審議案件】 議案第1号 特定生産緑地の指定について 【報告案件】 報告案件1 東部大阪都市計画生産緑地地区の面積表記の変更 について 報告案件2 令和4年度審議予定案件について 【その他】	
提出された資料等の 名 称	令和4年度第1回枚方市都市計画審議会議事次第 令和4年度枚方市都市計画審議会委員名簿 枚方市都市計画審議会関係法令等抜粋資料 令和4年度第1回枚方市都市計画審議会議案書 令和4年度第1回枚方市都市計画審議会議案書資料 令和4年度第1回枚方市都市計画審議会報告案件資料	
決 定 事 項	審議案件について、意見なし	
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	公開	
会議録の公表、非公表 の別及び非公表の理由	公表	
傍 聴 者 の 数	0人	
所 管 部 署 (事 務 局)	都市整備部都市計画課	

審 議 内 容	
山中都市整備部長	<p>定刻となりましたので、ただいまより令和4年度第1回枚方市都市計画審議会を開催させていただきます。</p> <p>本日は御多忙の中、審議会へ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>私は、都市整備部長の山中でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>今年度は、審議会委員の改選がございましたので、議事を進行していただく会長が決まっております。</p> <p>つきましては、会長を選出していただきますまでの間、進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染防止を図るため、マスクを着用しての進行につきまして、御了承いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>それでは、委員の皆様の出席状況を報告いたします。堀井課長よろしくお願いいたします。</p>
堀井都市計画課長	<p>都市計画課の堀井でございます。</p> <p>本審議会の委員総数は、15名でございます。</p> <p>本日は委員総数の半数以上、14名に御出席いただき、枚方市都市計画審議会条例第6条第2項の規定に基づき、審議会が成立しておりますことを報告します。</p>
山中都市整備部長	<p>続きまして、委員の皆様を御紹介させていただきます。</p> <p>枚方市都市計画審議会条例第3条第2項に基づき、第1号による「学識経験のある者」といたしまして委員をお願いしております、岡委員でございます。</p>
岡委員	<p>岡でございます。よろしくお願いいたします。</p>
山中都市整備部長	<p>熊谷委員でございます。</p>
熊谷委員	<p>熊谷でございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
山中都市整備部長	<p>阿部委員でございます。</p>
阿部委員	<p>阿部です。よろしくお願いいたします。</p>

山中都市整備部長	若狭委員でございます。
若狭委員	若狭です。よろしくお願いいたします。
山中都市整備部長	山野委員でございます。
山野委員	山野です。よろしくお願いいたします。
山中都市整備部長	上山委員でございます。
上山委員	上山でございます。よろしくお願いいたします。
山中都市整備部長	高田委員でございます。
高田委員	高田でございます。よろしくお願いいたします。
山中都市整備部長	山條委員でございます。
山條委員	山條でございます。よろしくお願いいたします。
山中都市整備部長	それでは続きまして、第2号による「市議会」より御選出いただきました委員といたしまして、松岡委員でございます。
松岡委員	松岡です。よろしくお願いいたします。
山中都市整備部長	加藤委員でございます。
加藤委員	加藤です。よろしくお願いいたします。
山中都市整備部長	奥野委員でございます。
奥野委員	奥野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
山中都市整備部長	門川委員でございます。
門川委員	門川です。よろしくお願いいたします。

山中都市整備部長	<p>もう一名、上野委員が御選出されておりますが、本日は欠席という事でございます。</p> <p>次に、第3号による「市民」といたしまして委員をお願いしております、岡崎委員でございます。</p>
岡崎委員	<p>岡崎でございます。よろしくお願いいたします。</p>
山中都市整備部長	<p>三上委員でございます。</p>
三上委員	<p>三上でございます。よろしくお願いいたします。</p>
山中都市整備部長	<p>最後に、枚方市の出席者を御紹介いたします。副市長の小山でございます。</p>
小山副市長	<p>小山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
山中都市整備部長	<p>理事の笠間でございます。</p>
笠間理事	<p>笠間です。よろしくお願いいたします。</p>
山中都市整備部長	<p>都市整備部次長の新田でございます。</p>
新田都市整備部次長	<p>新田でございます。よろしくお願いいたします。</p>
山中都市整備部長	<p>都市計画課課長の堀井でございます。</p>
堀井都市計画課長	<p>堀井です。よろしくお願いいたします。</p>
山中都市整備部長	<p>どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、審議会の開催にあたり、市を代表しまして小山副市長より御挨拶申し上げます。</p>
小山副市長	<p>副市長の小山でございます。</p> <p>委員の皆様におかれましては、公私何かとお忙しい中、また今日は大変暑い中、本日の審議会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。</p> <p>開会にあたりまして、一言、御挨拶を申し上げます。</p>

	<p>先ほど、御紹介をさせていただきましたとおり、今年度は任期満了に伴う委員の皆様方の改選がございました。</p> <p>改めまして、皆様に就任の御快諾をいただきましたこと、厚く御礼を申し上げます。</p> <p>委員の皆様方におかれましては、本市がめざすべきまちの将来像につきまして、都市計画の観点から調査・審議をいただく大変重要な役割をお願いすることとなりますが、御指導、お力添えくださいますよう、よろしく願いをいたします。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染拡大が第7波に突入をしております。本市におきましても昨日時点での市内の療養者数が6,033人、うち重症者は1人となっております。</p> <p>今後の更なる感染拡大を防ぐために、本審議会におきましても、人との距離の確保、それからマスクの着用、手指の消毒や換気など基本的な感染対策を徹底してまいります。</p> <p>さて、本日の案件でございますが、都市計画決定から30年を迎える生産緑地を特定生産緑地に指定することにつきまして、諮問をさせていただきますとともに、報告案件といたしまして、生産緑地地区の面積表記の変更などを予定しております。</p> <p>最後になりますが、今年度、本市は市制施行75周年を迎えます。これまで進めてまいりました持続可能なまちづくりをさらに展開していくため、委員の皆様方におかれましても、変わらぬ御支援、御協力をいただきますよう重ねてお願い申し上げます。簡単ではございますが開会の御挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。</p>
山中都市整備部長	<p>そうしましたら、今年度1回目の開催となりますので、本審議会の主旨及び運営につきまして、お配りしております資料の確認とあわせて御説明申し上げます。</p>
堀井都市計画課長	<p>はじめに資料を確認させていただきます。</p> <p>まず、「議事次第」、「委員名簿」、「枚方市都市計画審議会関係法令等抜粋資料」、「令和4年度第1回枚方市都市計画審議会議案書」、同じく「議案書資料」、「報告案件資料」、以上でございます。</p> <p>不足資料はございませんでしょうか。</p> <p>それでは、お配りしております「議事次第」を御覧願います。</p>

本日は、「会長の選出及び会長代理の指名」のほか、審議案件1件並びに報告案件2件を予定しておりますので、よろしくお願ひします。

続きまして、枚方市都市計画審議会の主旨及び運営につきまして、御説明申し上げます。

初めに主旨でございますが、お配りしております「関係法令等抜粋資料」の1ページ、資料1「都市計画法（抜粋）」をお開き願ひします。

資料の下段に網掛けをしております都市計画法第77条の2に基づく法定審議会としまして、市町村が都市計画を決定する際や、都市計画に関し市長が諮問したい案件につきまして御審議いただき、承認や意見をいただくものでございます。

続きまして、2ページの資料2「枚方市都市計画審議会条例」をお開き願ひします。本年6月に条例の一部改正を行いましたので、その内容を御説明します。3ページでございますが、着色しております第6条第4項及び枚方市附属機関条例のとおり新型コロナウイルス感染防止の取組を契機としまして、災害対応やDX推進などの観点から、会長が相当と認めるときは、オンライン形式にて審議会へ出席できるものとしております。

次に、運営につきまして、御説明申し上げます。4ページの資料3「本審議会条例施行規則」をお開き願ひします。着色しております第4条におきまして、議長は審議の内容を記録するため、会議録を作成するものと定めております。

会議録に記載する内容は、会議の日時及び場所、出席した委員の氏名、会議の内容で、事務局にて逐語録の形式で作成した後、議長に御確認と署名をいただいております。

また、会議録では発言委員の氏名も含めて公開しております。

最後に審議会の公開と傍聴でございますが、会議の透明性を高め、公正な運営の確保と市民参加による市政の推進に寄与するため、原則公開することと定めております。5ページに資料4「審議会等の会議の公開等に関する規程」を、8ページに資料5「審議会の傍聴に関する取扱要領」を添付しておりますので御参照ください。

以上、資料の確認及び審議会の主旨及び運営についてでございます。

山中都市整備部長	<p>それでは、本日の案件に入らせていただきます。</p> <p>議事次第に沿いまして、会長の選出と会長代理の指名を行っていただきます。</p> <p>枚方市都市計画審議会条例第6条第1項には、「審議会の会議は、会長がその議長となる。」と定めていますため、会長選出までの間の臨時議長といたしまして、恐縮ではございますが、上山委員にお願いしたいと思っておりますが、いかがでございませうでしょうか。</p>
出席委員	<p>(「異議なし」の声あり)</p>
山中都市整備部長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、上山委員に臨時議長をお願いしたいと思います。上山委員、議長席にて議事の進行をお願いいたします。</p>
上山臨時議長	<p>皆さん、こんにちは。ただいま御指名いただきました上山でございます。</p> <p>会長が選出されるまでの間、議長を務めさせていただきたいと思っておりますが、なにぶんにも不慣れでございますので、皆様の御協力をいただきながら議事を進めてまいりたいと思っておりますので、最後までひとつよろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、着座にて議事の進行にあたらせていただきます。</p> <p>まず初めに、枚方市都市計画審議会条例第5条第1項の規定に基づきまして、会長の選出を行いたいと思っております。初めに、事務局から説明をお願いしたいと思います。</p>
堀井都市計画課長	<p>会長の選出につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>恐れ入りますが、お手元の「関係法令等抜粋資料」、先ほどの資料でございます。2ページの資料2「枚方市都市計画審議会条例」をお開き願います。</p> <p>会長の選出につきましては、二重の下線でお示ししております条例第5条第1項におきまして、「審議会に会長を置き、第3条第2項第1号に掲げる者につき委嘱された委員」即ち、「学識経験のある者」につき委嘱された委員から「委員の選挙によって定める」こととしております。つきましては、「学識経験のある者」として選任されておられる委員の中から会長を選出させていただきたく存じます。</p>

	<p>また、条例第5条第3項におきまして、「会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理」としておりますので、会長より会長代理を指名していただきたく存じます。</p> <p>最後に、会長の任期でございますが、委員の任期にあわせて、2年とするものでございます。</p> <p>以上の点をお踏まえいただきまして、会長及び会長代理の御選出をお願いします。</p>
<p>上山臨時議長</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>ただいま、事務局から説明がございましたとおり、会長につきましては、学識経験者の中から選出という事になっております。学識経験者の中から、どなたか立候補される方はおられましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>立候補される方、おられませんか。無いようでございますので、皆様方に御異議がなければ、私の方から推薦をさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
<p>出席委員</p>	<p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>上山臨時議長</p>	<p>異議がないということでございますので、昨年度まで会長代理を務めていただいております岡委員にお願いしたいと思いますが、いかがでございますでしょうか。</p>
<p>出席委員</p>	<p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>上山臨時議長</p>	<p>それでは、異議なしのお声がありましたので、すみませんが、改めてお諮りいたします。</p> <p>岡委員を会長にすることに異議ございませんか。</p>
<p>出席委員</p>	<p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>上山臨時議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、会長を岡委員に決定いたしましたので、議長の席を交代させていただけたらと思います。</p> <p>改めまして、御協力ありがとうございました。</p>
<p>山中都市整備部長</p>	<p>上山委員におかれましては、円滑な議事の進行どうもありが</p>

<p>岡会長</p>	<p>とうございました。</p> <p>それでは、会長に選出されました岡会長に議長席の方にお移りいただきまして、御挨拶を頂戴いたしまして、議事の進行をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。</p> <p>岡絵理子と申します。会長をさせていただくことになりました。ありがとうございます。</p> <p>枚方市は、戦後大きく発展してきたまちです。駅前の再開発を行ったり、団地を次から次へと造ったり、たくさんの住宅も供給してまいりました。</p> <p>一方で、歴史のあるまちでありまして、街道筋でもあります。そういうまちの良さを生かして、長年、都市間の重要な一拠点として発展してまいりましたが、今、大きな局面を迎えていると思います。駅前の再開発事業もありますし、それから、農地の考え方も大きく変わりつつあります。</p> <p>また、この暑さを導いております温暖化についても、歩いて暮らせるようなまちにということで、世界的に転換の時期にあります。そういう時期に、私、ここの席に座らせていただくことは、とても重責だと思っております。皆さんの御協力を得ながら、うまく議事を進めていきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。</p> <p>それでは、議事を進めてまいります。会長代理についてですが、条例に基づき、会長が指名させていただきます。</p> <p>会長代理には、これまでも本審議会の委員として、御尽力をいただいております熊谷委員をお願いしたいと思います。皆様いかがでしょうか。</p>
<p>出席委員</p>	<p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>岡会長</p>	<p>御異議がないようですので、熊谷委員を指名いたします。</p> <p>それでは、熊谷会長代理、会長代理席へお願いします。</p> <p>はい、ありがとうございます。熊谷会長代理の御協力を得ながら、委員の皆さまとともに審議にあたってまいりたいと思っておりますので、御協力よろしく申し上げます。</p> <p>これより、議事次第第2「審議案件」に入ります。</p> <p>議案第1号「特定生産緑地の指定について」、事務局より説明をお願いいたします。説明が長くなるようでしたら、着座し</p>

<p>堀井都市計画課長</p>	<p>てお願いいたします。</p> <p>それでは、着座にて、説明させていただきます。</p> <p>審議案件「特定生産緑地の指定について」御説明します。</p> <p>本日はお手元のタブレット端末を使いまして議案書及び議案書資料の内容を説明させていただきます。</p> <p>なお、本案は、都市計画の決定に準じた法的効果を発生するものであるため、生産緑地法第10条の2の規定に基づき、都市計画審議会の御意見をお伺いするものでございます。</p> <p>それでは、説明を始めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>はじめに、特定生産緑地制度の背景について、御説明します。</p> <p>平成27年に都市農業振興基本法が制定され、都市農地はそれまでの宅地化すべきものから都市にあるべきものへと位置づけが大きく転換されました。</p> <p>しかし、指定から30年を迎えた生産緑地は、いつでも買取申出が可能となり、都市農地の大幅な減少が危惧されました。そのため、都市農地の保全の観点から平成29年に生産緑地法が改定され、特定生産緑地制度が創設されました。</p> <p>続いて、特定生産緑地制度の概要について、御説明します。</p> <p>特定生産緑地は、次の3つの条件を満たす場合、指定することができます。</p> <p>1つ目が、生産緑地の指定から30年が近く到来することとなる生産緑地であること、2つ目が、農地として適正に管理されていること、3つ目が、農地等利害関係人全員の同意を得ていること。</p> <p>ただし、生産緑地の指定から30年が経過するまでに特定生産緑地に指定しない場合、それ以降は指定ができません。</p> <p>図は、平成4年に指定された生産緑地についての流れをお示ししたものです。</p> <p>平成4年に生産緑地に指定された農地は、30年後である令和4年の期限を迎えるまでに特定生産緑地に指定するかどうか判断していただく必要があります。</p> <p>特定生産緑地に指定された場合、買取りの申し出ができる時期が10年延長され、従来の生産緑地と同様の税制優遇を継続して受けることができます。</p> <p>また、特定生産緑地の指定後、10年毎に延長が可能です。</p>
-----------------	---

	<p>そのため、令和14年、24年と10年経過する毎に特定生産緑地を継続するか判断していただくこととなります。</p> <p>続きまして、特定生産緑地指定の状況について、御説明します。まず、申出基準日について、御説明します。</p> <p>申出基準日とは生産緑地が指定されてから30年を経過する日のことで、今年度には平成4年に指定された約78.6ヘクタールの生産緑地が申出基準日を迎えます。</p> <p>そのうち、約67.03ヘクタール、約85%の生産緑地は、令和3年11月の本都市計画審議会にて御意見をいただいたのち、特定生産緑地の指定を行っております。</p> <p>今回は、昨年度の本都市計画審議会以降に同意取得及び営農状況の確認を行った生産緑地約2.86ヘクタール、約4%につきまして、特定生産緑地の指定に向けて御意見をいただくものです。</p> <p>また、所有者などが指定意向を示されなかったなどの生産緑地約8.71ヘクタール、約11%につきましては、特定生産緑地の指定は行いません。</p> <p>続きまして、特定生産緑地の地区別の指定状況を、御説明します。</p> <p>赤色で囲っているのが、今回新たに指定する予定の面積で、合計2.86ヘクタールです。</p> <p>これにより、既に指定されている特定生産緑地約67.03ヘクタールを合わせますと、合計は約69.89ヘクタールになる予定です。</p> <p>ここからはスライドの下部中央に議案書資料の該当ページを記載していますので、あわせて御参照ください。</p> <p>こちらは、今回特定生産緑地に指定する生産緑地の位置をお示ししております。</p> <p>次のスライドから、地区ごとに御説明します。</p> <p>まず、図の説明をします。</p> <p>画面右下の凡例のとおり、赤枠で囲んでいる範囲が生産緑地地区、黒色着色が既に指定している特定生産緑地、青色部分が今回指定する特定生産緑地です。</p> <p>画面左下には、新たに指定する区域の面積をお示ししています。</p> <p>はじめに楠葉A地区では、3地区で約0.44ヘクタールを指定します。</p>
--	--

<p>岡会長</p>	<p>次に、楠葉B地区では、1地区で約0.06ヘクタールを指定します。</p> <p>続いて、殿二A地区と殿二B地区です。</p> <p>殿二A地区は、2地区で約0.13ヘクタールを指定します。</p> <p>殿二B地区は、1地区で約0.02ヘクタールを指定します。</p> <p>次に、菅原A地区では、3地区で約0.28ヘクタールを指定します。</p> <p>次に、菅原B地区では、3地区で約0.29ヘクタールを指定します。</p> <p>続いて、山田A地区と山田B地区です。</p> <p>山田A地区は、2地区で約0.71ヘクタールを指定します。</p> <p>山田B地区は、1地区で約0.06ヘクタールを指定します。</p> <p>次に、津田A地区では、1地区で約0.1ヘクタールを指定します。</p> <p>次に、津田B地区では、1地区で約0.04ヘクタールを指定します。</p> <p>続いて、枚方地区と蹉跎地区です。</p> <p>枚方地区は、1地区で約0.05ヘクタールを指定します。</p> <p>蹉跎地区は、2地区で約0.18ヘクタールを指定します。</p> <p>次に、川越A地区は、範囲が広いためスライドを2枚に分けて表示しています。</p> <p>川越A地区は、3地区で約0.5ヘクタールを指定します。</p> <p>最後に、今後の予定について御説明します。</p> <p>今回の指定案につきましては、本日の都市計画審議会で御意見を賜りましたのち、本年8月上旬に指定の告示を行う予定です。</p> <p>また、農地等利害関係人には、8月中旬ごろに指定の通知を行う予定です。</p> <p>以上で、審議案件「特定生産緑地の指定について」の説明とさせていただきます。</p> <p>御審議のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>御説明ありがとうございました。ただいま、事務局より説明のありました議案第1号につきまして、御意見、御質問はございませんでしょうか。マイクを持って行っていただきますので挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。</p> <p>はい、お願いします。</p>
------------	--

松岡委員	<p>私の方からは、参考のために教えていただきたいんですけども。今回、枚方市としては、非指定となったところが11%ということなんですけれども、全国的な傾向としてはどの程度なのか、それだけお尋ねいたします。</p>
岡会長	<p>はい、お願いします。</p>
堀井都市計画課長	<p>今回、全国的なデータということで、令和4年3月末現在です。国土交通省の方で、平成4年指定の生産緑地を有する自治体に調査の方をしております。そこで出ている指定済み、今回指定する見込の分も含めまして、全国平均で約88%というところがございます。今回、枚方市で令和4年度指定済みと今回指定の審議をいただく分も含めると約89%になりますので、ほぼ全国平均と同等か、若干、上というような数値になっております。</p>
岡会長	<p>よろしいですか。ありがとうございます。 他はいかがでしょう。御質問がございましたら挙手をお願いいたします。 上山委員の方からは何もございませんか。よろしいですか。</p>
上山委員	<p>はい。結構です。何もございません。</p>
岡会長	<p>それでは、御意見、御質問も無いようですので、この審議を終了します。 それでは、お諮りします。 議案第1号「特定生産緑地の指定について」、「意見なし」とすることに御異議ありませんか。</p>
出席委員	<p>(「異議なし」の声あり)</p>
岡会長	<p>異議なしと認め、議案第1号につきましては、「意見なし」とします。 続きまして、議事次第3「報告案件」に入ります。 報告案件1「東部大阪都市計画生産緑地地区の面積表記の変更について」事務局より報告をお願いいたします。</p>

堀井都市計画課長	<p>こちら説明が長くなるようでしたら、着座していただいて結構です。</p> <p>それでは、着座にて説明させていただきます。</p> <p>報告第1号「東部大阪都市計画生産緑地地区の面積表記の変更について」御説明します。</p> <p>引き続き、お手元のタブレット端末を使いまして、報告案件資料の内容を説明させていただきます。</p> <p>それでは、説明を始めさせていただきますので、よろしくお願いたします。</p> <p>はじめに、本件の背景について、御説明します。</p> <p>先ほど御審議をいただきました、指定後30年を迎える生産緑地について、特定生産緑地の指定の受付にあたり、指定面積と登記面積の整合を行いました。</p> <p>その結果、多くの生産緑地におきまして、指定面積と登記面積の不整合が判明しました。</p> <p>面積不整合の要因としまして、指定以降の大阪法務局による地図作成業務や所有者による分・合筆の面積変更が指定面積に反映されていないこと、また、これまで、より多くの生産緑地を確保することを目的といたしまして、指定面積の規模要件を満たすために、登記面積に限らず実測面積においても指定を行ってきたことが挙げられます。現状の課題としまして、登記面積の情報が反映されていないこと、また、生産緑地は一部、実測面積としていますが、固定資産課税台帳や農地台帳は登記面積としており、同じ農地でも台帳によって面積に差異が生じていることが挙げられます。</p> <p>これらの課題に対応するために、今回、生産緑地の指定面積を登記面積に統一することとしました。</p> <p>これにより、指定面積は、約88.05ヘクタールから約85.62ヘクタールとなり、約2.43ヘクタールの減少となります。</p> <p>また、変更する地区は448地区のうち、260地区が対象です。</p> <p>この変更により、生産緑地指定の面積要件を下回る地区はありません。これは、平成30年10月に面積要件が500平方メートルから300平方メートルに引き下げられたためです。</p> <p>なお、今回の変更による面積の減少は、面積表記上の変更で</p>
----------	---

<p>岡会長</p>	<p>あり、生産緑地の位置及び区域に変更は無いため、都市計画の変更にはあたらないことを大阪府に確認しております。</p> <p>今後の手続きですが、生産緑地の指定面積を登記面積とする考えや、そのほか、生産緑地の指定や解除などの手続きに関する内容を取りまとめた「生産緑地地区事務取扱い要領」の改定を行いまして、本要領を令和4年8月中にホームページに公表する予定としております。</p> <p>以上、報告第1号の内容でございます。</p> <p>ただいま事務局から説明がありました報告案件1につきまして、御意見、御質問がございましたら挙手をお願いいたします。</p> <p>よろしいでしょうか。特に御意見、御質問も無いようですので、続いて、報告案件2「令和4年度審議予定案件について」事務局より報告をお願いいたします。</p>
<p>堀井都市計画課長</p>	<p>次に、報告第2号「令和4年度審議予定案件について」御説明します。</p> <p>東部大阪都市計画生産緑地地区の変更につきまして、本件の趣旨でございますが、生産緑地地区における買い取り申出に伴う行為の制限解除、また、公共施設の設置及び追加指定に伴う区域の変更につきまして、毎年1回の定期見直しとして付議するものでございます。</p> <p>今後の予定としましては、本年9月頃に都市計画案の縦覧を実施し、11月頃に本審議会へ付議し、御承認いただければ、年内に都市計画の告示を行う予定です。</p> <p>以上、報告第2号の内容でございます。</p>
<p>岡会長</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>ただいま事務局より報告のありました内容は、次回以降に審議していただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。</p> <p>続きまして、議事次第4「その他」につきまして、事務局より説明をお願いいたします。</p>
<p>堀井都市計画課長</p>	<p>「その他」について御説明申し上げます。</p> <p>今年度の都市計画審議会の開催は、本日を含め2回を予定しております。</p>

	<p>第2回の開催につきましては、本年11月10日午前10時より、こちらの第3委員会室にて予定をしております。</p> <p>公私御多忙とは存じますが、御出席をいただきますようよろしくお願いたします。</p> <p>以上、「その他」でございます。</p>
岡会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>以上をもちまして、本日予定しておりました案件は全て終了いたしました。</p> <p>ほか、事務局から何かございますでしょうか。特にないでしょうか。</p> <p>それでは最後に、枚方市を代表しまして、山中都市整備部長より閉会の御挨拶をお願いいたします。</p>
山中都市整備部長	<p>令和4年度第1回枚方市都市計画審議会の閉会にあたりまして、一言、御挨拶を申し上げます。</p> <p>本日は、お諮りさせていただきました「特定生産緑地の指定」につきまして、慎重な御審議を賜りましたこと、厚く御礼申し上げます。</p> <p>これらの生産緑地につきましては、本年8月18日に指定から30年を迎えることとなります。今後は、特定生産緑地の指定に向けて、適切に手続きを進めてまいります。</p> <p>最後となりますが、新型コロナウイルスの第7波が猛威を振るっております。感染症対策の徹底と感染リスクを回避した生活様式による社会経済活動などまだまだ配慮が必要な日々が続いております。加えまして、昨今は暑さがピークを迎えております。委員の皆様方に置かれましては、体調管理が難しいところではございますが、どうぞ御自愛くださいますようお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますが、閉会の言葉とさせていただきます。</p> <p>本日は、誠にありがとうございました。</p>
岡会長	<p>以上をもちまして、本日の議事はすべて終了いたしましたので、閉会といたします。</p> <p>どうもありがとうございました。</p>

令和4年度第1回枚方市都市計画審議会議長